高第１８２３号

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和３年１月１５日

各高齢者施設　管理者　様

　千葉県健康福祉部高齢者福祉課長

　　（公印省略）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底等のお願いについて

（その３）（通知）

本県における高齢者施策の推進に当たっては、日頃から御理解、御協力を賜り、　　厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、令和２年１２月　　３１日付け高第１７４１号「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底のお願いについて（その２）（通知）」等で、繰り返し徹底をお願いしているところですが、　　　本年１月に入っても感染拡大が続いており、１月１４日には県内の感染者が４８８人と過去最多になるとともに、高齢者施設におけるクラスターも新たな発生が続き、　入院病床も非常に逼迫して直ちに入院することが困難な状況となっています。

クラスターが発生した場合、施設等の機能が停止してしまうだけでなく、医療機関への負担も大きくなることなどから、高齢者施設等の関係者の皆様方には、改めて、次の事項を徹底いただくとともに、これらの情報について、施設等の職員全員に共有いただくよう重ねてお願します。

　１　感染防止策の徹底について

○　職員や入所者（入居者、利用者）の不要不急の外出を控えていただくよう　　　お願いしているところですが、特に、他施設等と兼務をしている職員や複数事業所を利用する利用者については、その状況を把握するとともに、可能な限り兼務や他施設の利用を控えること。

○　また、施設併設のデイサービスやショートステイの利用に関連して感染が拡大したと思われる事例が認められることから、家庭での介護が可能な場合など、　　不要不急のデイサービスやショートステイ利用については控えていただくとともに、事業を実施する際には、感染防止策を徹底すること。

○　新型コロナウイルス感染症は、発症前でも他人に感染させることがあると　　されており、引き続き、職員や入所者（入居者、利用者）の健康管理（１日複数回の検温や記録、風邪症状の確認など）を徹底すること。また、職員・利用者　　　及びその家族・同居者が体調不良の場合（家族・同居者がＰＣＲ検査を受けた　　場合にはその結果が判明するまでの間）は、自宅待機とすること。

○　万一、感染者が発生した場合でも、感染を拡大させないため、平時からフロアやユニット、併設事業の担当者を可能な限り分けるとともに、動線や更衣室などを共用しないよう徹底すること。

○　業務時間、業務時間外も含め「３つの密」（密閉・密集・密接）が生じる場を　　　徹底して避けること。うつらない・うつさせないためのマスクの着用を徹底するとともに、特にマスクをはずしての会話は厳に慎むこと。

○　感染防止の基本であるこまめな手洗い、手指消毒等を徹底すること。（特に手指消毒は１５秒より前にアルコールが乾く量では不十分です。感染防止には適切な方法での実施が不可欠です。）

　２　高齢者施設等のクラスター対応マニュアルについて

昨年１２月以降、高齢者施設等におけるクラスターが急増しています。施設等においてクラスターが発生した場合、感染者の対応のみならず、ゾーニング、施設内の消毒、職員の確保、家族への対応、食事の手配、廃棄物の処理など、非常に多くの対応が必要となり、施設の負担も大きなものになります。

こうしたことから、別添のとおり、高齢者施設等でクラスターが発生した場合の対応マニュアルを作成したので、感染者発生時の対応の参考としていただく　　　とともに、施設内において感染者を発生させないよう、引き続き感染防止策の徹底を図るようお願いします。

　３　退院患者の介護施設における適切な受入等について

令和２年１２月２５日付け厚生労働省健康局・老健局他事務連絡において、退院患者の適切な受け入れの促進についての留意点が示されていますが、感染症の患者が退院基準を満たして退院した場合や、新型コロナウイルスに感染していない患者が退院した場合に、感染症の疑いを理由に入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないとされています。

また、退院基準を満たして退院した患者や感染していない患者が退院し入所する際にＰＣＲ検査を要求することは不要であることに御留意願います。

（関連通知）

１　「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底について（通知）」（令和２年　１２月１７日付け高第１６６３号）

２　「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底のお願いについて（通知）」　（令和２年１２月２８日付け高第１７３６号）

３　「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底のお願いについて（その２）（通知）」（令和２年１２月３１日付け高第１７４１号）

【問い合わせ・回答先】

介護老人保健施設等：介護事業者指導班

電話043-223-2386　FAX043-227-0050

E-mail kaigojigyou@mz.pref.chiba.lg.jp

介護老人保健施設等を除く入所施設：法人支援班

電話043-223-2350 FAX043-227-0050

E-mail kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp